

## 船舶事故調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和元年5月18日 10時30分ごろ
発生場所	北海道伊達市伊達港南南東方沖 伊達港南防波堤灯台から真方位149° 1.7海里付近 (概位 北緯42° 26.3′ 東経140° 52.7′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>かいゆう</sup> 海友丸は、帰航中、定置網に進入し、定置網の垣網が損傷した。
事故調査の経過	令和元年5月22日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 海友丸、5トン未満（長さ10.12m）
船舶番号、船舶所有者等	202-7241 北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 垣網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、帰航中、伊達港南南東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の存在を知らずに進入し、本件定置網の垣網が推進器に絡まり、航行不能となった。 本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、海上保安庁から要請を受けた救難所所属船が来援したが、絡網した網及びロープを推進器から除去することができず、定置網所有者が手配したダイバーによって絡網が除去されて北海道室蘭市室蘭港に帰港した。 船長は、本件定置網に進入する前にボンデンを認めていた。
分析	本船は、帰航中、船長が本件定置網の存在を知らずに航行していたことから、本件定置網に進入し、垣網を損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、帰航中、船長が本件定置網の存在を知らずに航行していたため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・発航前に地元漁協等及び北海道庁が発表している情報をインターネットで収集するなどして予定針路付近の定置網の設置状況を調査し、同網に進入しないように注意して航行すること。